

要はないが、地震の際は、開設前の簡易検査で問題のある避難所は開設しないこともあり得る。二重災害も想定する必要があり、耐震性能のない施設の指定解除など、今後も避難所のあり方を検討する。

周知は、市のホームページや、出前講座等でもしている。

問 平成29年の台風21号の際、曾我川の近くに自宅がある為、危険を感じた。近隣へ避難を呼びかけたが、避難勧告が出ていることを知らない方が多く、寝たきりの方がいる家庭もあった。消防車による避難の呼びかけも、屋内では聞き取れなかった。このような場合の市民への避難情報等の伝達方法は。また、災害時に手助けが必要な障がいを持つ方や介護が必要な方への周知や、避難方法は。

答 避難情報等は、関係機関等に配信され、ほぼ同時に、携帯電話の緊急速報メール等に情報が流れる。テレビのdボタンでは、避難所の名称等の詳細が見られ、市の安全・安心メールでも同様の情報を配信している。避難に支援が必要な要配慮者に特化した情報の周知はしていない。災害

時の要配慮者対策は、避難行動要支援者の名簿作成が市に義務づけられ、自治会等地域で支援する。避難時に必要な情報が記載された個別避難支援計画書は自治会等へ配付して情報を共有している。

問 携帯のない人もおり、避難勧告を知らずに家にいたら、避難の判断もできない。最終的な判断は個人がするが、判断する為の事前の状況を整えるのも行政の大きな役割では。

答 情報は一番大事である。様々な理由で情報が伝わらない方もいる為、正確・迅速・多種多様に情報を届けられるよう進める必要がある。

問 物資を集中管理し、避難所へ搬送しているが、時間がかかり、災害時は搬送する職員にもリスクがある。必要最小限の物資を各避難所へ備蓄する考えは。また、避難所の床はフロア等が多い為、毛布は掛け・敷き用で1人2枚必要では。避難時の状況把握も重要だが、避難所に対してテレビ設置等の考えは。

答 本市の地理的条件から、集中管理が合理的と考える。今後、新たな備蓄場所が必要な場合、地域に根差した備蓄

場所の検討も必要である。毛布等の必要数を迅速に必要な場所に届くよう努める。輸送の迅速化と職員のリスク軽減の為、運送会社と防災協定を結ぶ案もある。ラジオの個人備蓄や安全・安心メールの登録も啓発している。情報収集の方法や情報提供の頻度も検討したい。

一般質問
佐藤 太郎 (自民党)
檀原市空家等
対策計画

している事例として特定空家と認定され、その中で代執行に至った件数は、平成28年10件、平成29年2件。

定がない状況で、緊急安全措置について条例制定の検討を進めている。空家等対策計画に、立入調査に原則所有者の立ち会いと記載しているが、当該空家等の状況を所有者と共有し、所有者等の事情を知ることに対応方針の早期決定につながるかと考えている。連絡がとれないということをもつて立入調査が全くできないとはならないので、緊急安全措置ができないとはならない。

問 条例がなければ特定空家等の認定もできないし行政も手を出せない。特定空家等に認める範囲を特定空家等候補まで含め、早期に檀原市空家等の活用、適正管理等に関する条例化できないか。

問 今の規定を震災のときにも使えるように文言を入れてもらいたい。岡山の震災を見たととき、特定空家等候補や特定空家等に該当する空家には、行政が立ち入って危険を除去するという緊急条項的なものをつければ震災のときでも対応しやすと思うが。

答 特定空家となれば、強い公権力の行使を伴う行為が含まれる。手続きについては、透明性、適正性の確保が求められる。私有財産に対する措置として必要性があるか、また、合理性があるか判断も必要で慎重に検討すべき問題であると考えている。

問 市の対策計画では原則所有者等の立ち合いが必要とあるが、そもそも所有者等から連絡がないものに対して不可能であることから、特例を使つて除外するという文言を入れたらいい。

答 緊急に危険を回避する必要がある場合、軽微な措置であれば、所有者の立ち会いや同意なく、建築物に対して行政が直接措置できるようにする必要はある。現在、法に規

定がない状況で、緊急安全措置について条例制定の検討を進めている。空家等対策計画に、立入調査に原則所有者の立ち会いと記載しているが、当該空家等の状況を所有者と共有し、所有者等の事情を知ることに対応方針の早期決定につながるかと考えている。連絡がとれないということをもつて立入調査が全くできないとはならないので、緊急安全措置ができないとはならない。